

# 琉球弧世界遺産フォーラム

vol.16

News Letter

2021/03

## 新型コロナウイルスと沖縄の世界遺産

この1年、コロナ禍の煽りを受けて社会・経済活動や文化活動は大きく制約されてきましたが、収束の先行きはなお見通せない状況にあります。2020年は「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界遺産一覧に記載（登録）されて20年を迎えた周年記念の年でした。沖縄県と9つの登録資産を擁する7市村で構成する沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会は、恒久的な保存と活用に資す目的で観光行政と連携して多彩なイベントを展開されるはずでした（プログラムの詳細は、2019年3月発行の本誌第12号に掲載）。コロナ禍のなか、一連のプログラムが企画通り開催できずじまいだったのは仕方なかつとして、登録20周年という折角の節目に、多くの県民に世界遺産の今後の活かし方と保存管理のあり方について思いを巡らしてもらう機会を逃したのは残念でした。

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は7市村にあるグスク、記念工作物及び文化的景観という種類の異なる9つ資産で構成される「連続性のある資産」であることが特徴のひとつになっています。このような形態の世界遺産は、その顕著な普遍的価値を将来世代に継承するための手立てとして、包括的保存管理計画の策定が求められています。包括的保存管理計画は、構成資産ごとの世界文化遺産に相応しい保存と活用のあり方を示す指針と言えます。本誌ではこれまでも、沖縄県による包括的保存管理計画と個別の保存管理計画（保存活用計画）について紹介してきましたが、今号でも、包括的保存管理計画に関する現状・課題についての考察、包括的保存管理計画のもとでのうるま市の勝連城跡と那覇市の識名園の保存と活用に関する報文を寄稿いただきました。

奄美・沖縄の世界自然遺産の登録をめぐる経緯をご存知の方も多いかと思いますが。とりわけ2018年5月の諮問機関、IUCNの登録延期勧告、それを受けた推薦書の取り下げ（同年6月）と翌2019年2月の推薦書再提出、加えて2020年の世界遺産委員会の開催延期決定（4月）などは、ビッグニュースでした。新型コロナウイルスのパンデミックの煽りで、奄美・沖縄の世界自然遺産登録を裁定するはずだった世界遺産委員会の開催が延期され、その結果、世界遺産委員会に先立ち公表されるIUCN評価レポート（IUCN勧告）も出ないままここまで来ました。そんななか、昨日（2021年3月29日）、1年遅れの世界遺産委員会（7月中・下旬初のオンライン会合で）が決まり、IUCN勧告が近々公表される日程も大よそ決まったと言えます。肝心の奄美・沖縄の世界自然遺産登録のIUCN評価結果は如何に。「登録妥当」の勧告を予想する解説記事を掲載しました。

（琉球弧世界遺産フォーラム News Letter 編集担当記）

## も く じ

- ・ 管理団体における「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保存管理計画策定の今日

盛本 勲

- ・ 勝連城跡の保存管理と活用

横尾昌樹

- ・ 包括的保存管理計画と識名園の公開・活用について

鈴木 悠

- ・ 奄美・沖縄の世界自然遺産の「登録勧告」の予想とその根拠

花井正光

- ・ 連載 人と自然の民俗誌 第6回 無味無臭の冬瓜

西江重信

発行：琉球弧世界遺産フォーラム（琉球弧世界遺産学会）

ryusefo@gmail.com

# 管理団体における「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保存管理計画策定の今日

盛本 勲 (元沖縄県立埋蔵文化財センター副参事)

## 1. はじめに

世界文化遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群 Gusuku Sites and Related Properties of Kingdom of Ryukyu」は、2021(令和2)年12月2日で、ユネスコの世界遺産一覧表記載(以下、登録という)されて20年を迎えました。

登録以降、各資産ともここ1~2年は新型コロナウイルス(COVID-19)の発生、感染拡大防止等で、来訪者数が減じているものの、それまでは右肩上がりに増加し、資産の価値を享受していました。

このような中で、ユネスコ世界遺産委員会は平成17(2005)年から、「世界遺産条約履行のための作業指針(文化庁仮訳)」(以下、作業指針)の第108段落において、各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきかを明示した管理計画(management plan)の策定または管理体制の設置を行うことが求められるようになった。これに伴い、作業指針公布前の登録資産についても、保全状況の審査にあたり管理計画(management plan)の策定が求められるようになってきました。

このことを受けて、管理団体(所在市村)や性格の異なる資産(グスク、御嶽、陵墓、名勝庭園等)から成る「琉球王国のグスク及び関連遺産群」も観光開発や防災等において統一的な保存・管理を行い、その価値を後世に継承していく必要があることから、沖縄県教育委員会では『「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画』(以下、単に包括的保存管理計画という)を平成24(2012)年度に策定されています(沖縄県教育委員会2013)。

「包括的保存管理計画」の詳細については、筆者(盛本2013)および金城厚(金城2017)によって紹介されているので、詳細については当該文献を参照していただきたい。

本稿では、元来、遺産の保存管理は、県が策定した包括的保存管理計画(上位計画)に基づき、資産を保有する管理団体(この場合は市村)は各々の資産に即した保存管理計画(下位計画若しくは個別計画)を策定し、両者が一体となってはじめて目的が達せられることから、管理団体における策定の進捗の現況と内容等について紹介します。

## 2. 管理団体(所在市村)における保存管理計画策定の現況

周知のように「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、7市村に跨って所在する9件の資産から成る1県内のシリアル・ノミネーション・サイトあるいはシリアルプロパティ(連続性のある資産)<sup>1)</sup>ともいえるようなものであります。

このため、図1に示したように、県策定の包括的保存管理計画の下に、管理団体策定の個別計画があり、両者の保存方針が調和してはじめて一体的な保存管理が必要となる。琉球王国のグスク及び関連遺産群は、登録後も概ね良好な保全状況を維持しているものの、世界遺産委員会における保全状況の審査のプロセスの中で、個々の資産の保存方針を調和させる恒常的なメカニズムが求められています。

このことを踏まえ、県は所在市村に各々の市村の総合計画や周辺地域との景観保全を図りながら、県の提示した基本指針(沖縄県教育委員会2002)に基づいた早期の保存管理計画策定を促してきました。

結果、上位計画である県策定の包括的保存管理計画策定から約10年余経過した2021(令和3)年1月現在、5市村のうち、策定済の市村はうるま市、策定途上にある中城村等、限定された市村のみしか策定、あるいは策定に着手されていないのが現状であります。

本遺産について、2014(平成26)年3月1日付、ユネスコ世界遺産センターへ提出された「世

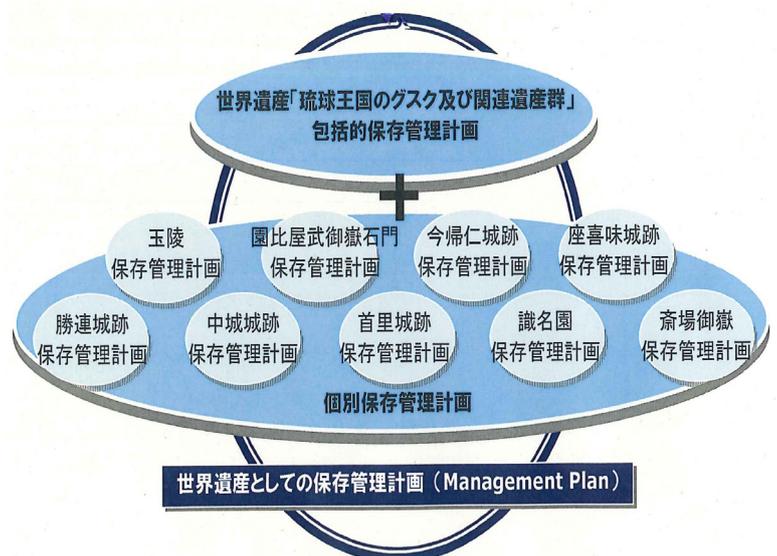


図1 計画の位置づけ(概念図)(沖縄県教委2013より)

界遺産一覧表記載遺産「保全状況報告書」を瞥見すると(文化庁2014)、「8. 保護措置」の項目には、市村全域に及ぶ景観計画や環境保全条例、マスタープラン、建築物等制限、まちづくり計画等が挙げられているのみであります。ユネスコ世界遺産センターが求めているのはこのような市村全域におよぶ保存管理計画ではなく、資産のコア及びバッファゾーン(緩衝地帯)における普遍的価値をピンポイント的に微細な保存管理計画なはずです。

策定に未着手、あるいは未策定市村の各資産とも推薦時に指摘されていた課題をそのまま懸案事項として引きづっているようである。指摘事項の中には、このまま引きずると問題が顕在化し、取り返しのつかない状態に発展しかねなくなる場合もある。早急な保存・管理計画の策定が望まれます。

本誌には県の保存管理計画策定以降、保存管理計画策定が行われたうるま市の史跡：勝連城跡と、資産の公開活用に様々なアイデアを凝らしている那覇市の特別名勝：識名園の事例をレポートしてもらいました。

史跡：勝連城跡を管理するうるま市は、当該城跡を市の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画等策定の中で、市の郷土愛、歴史的景観、観光等の拠点要素として位置づけ、2016(平成28)年に1973(昭和48)年に策定された「史跡勝連城跡保存管理計画」の総点検を行うとともに、大幅な見直しを行い、より細かい城跡を構成する諸要素の整理、点検が行われた計画が策定されました。この計画を受けて、2015(平成25)年には市都市計画部により、当該史跡が市の観光文化の一拠点として位置づけられ、史跡指定範囲外の城跡北側の県道16号を介した北側のユビタ池沼を中心とした箇所に文化・観光・物販を兼ねた利活用施設の建設が進められ、本年7月開館予定のようです。

当該施設の詳細な内容は、横尾昌樹「勝連城跡の保存管理と活用」を参照下さい。

包括的保存管理を受けた識名園の公開・活用について報告している鈴木悠は、当該資産の名勝庭園としての学術的価値、さらには去った大戦での廃墟となった状態からの復元に至るプロセス、その真実性の証明等について述べた後、多様な公開、活用の事例を紹介しています。

しかし、登録時から懸案事項となっていた緩衝地帯(バッファゾーン)の西側部分での建築物の規制(建築物を建てる際の地下掘削における育徳泉への湧水脈の保護)、心字池の浄化、主殿屋根に直立した避雷針用のアンテナの景観上の問題等については触れられていません。

### 3. おわりに

以上のような内容が現況で、うるま市以外は積極的な取り組みはみられず、多くの管理団体が緩衝地帯等の規制等に関しては、登録前、あるいは登録後に制定した市村制定の条例等に拠っている状況であります。このような市村全域を網羅するような保護措置ではパーツとしての資産の細部の保護管理は容易でないはずですが、

したがって、是非とも資産ごとの個別計画の策定が望まれます。

<註>

1. 構成資産をつなぐストーリーが重視され、個々の構成資産に顕著な普遍的価値を有していなくても全体として顕著な普遍的価値を有していれば登録されるということになっているが、当該資産は各々に顕著な普遍的価値が認められていることから、厳密な意味での当該呼称には該当しない。

国内では、複数の国にまたがっている資産の一つとして、東京・上野公園の国立西洋美術館(「ル・コルビュジエの建築作品」)(平成28〔2016〕年登録)、国内のみで完結している違算として、三重、奈良、和歌山の3県に跨がる「紀伊山地の霊場と参詣道」(平成16〔2004〕年登録)や岩手、静岡、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島県の8県に跨がる「明治日本の産業革命違算 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」(平成27〔2015〕年登録)がある。

<参考文献>

沖縄県教育委員会(2002)『世界遺産の保存・整備・活用に関する基本指針』

沖縄県教育委員会(2013)『「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画』

金城 厚(2017)「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画について News Letter vol.10 7-10頁 琉球弧世界遺産フォーラム

盛本 勲(2013)「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の包括的保存管理計画について 遺跡学研究 第10号 206-209頁 日本遺跡学会

文化庁, 2014: 別添 報告基準日 平成26年3月1日 世界遺産一覧表記載遺産保全状況報告 琉球王国のグスク及び関連遺産群

# 勝連城跡の保存管理と活用について

横尾 昌樹 (うるま市教育委員会)

## 勝連城跡の歴史とその文化財的価値

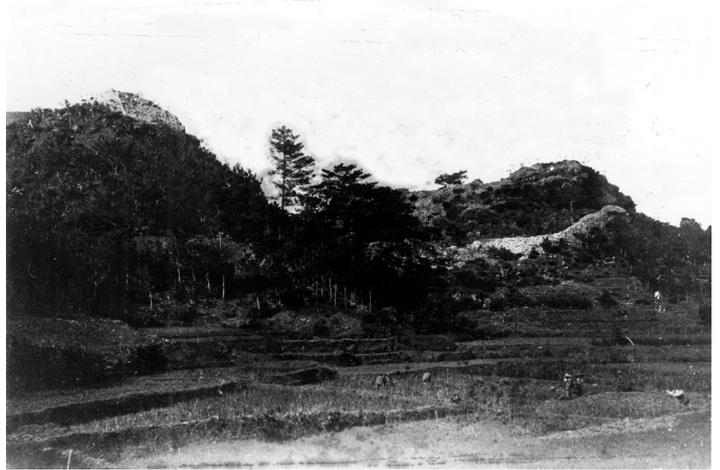
勝連城跡は沖縄本島中部、太平洋に突き出た勝連半島の付け根部分にあります。勝連半島の中央には約 100 m 前後の琉球石灰岩の丘陵が走っており、勝連城跡はこの丘陵の端に築かれているため、周囲は急峻な崖になっています。

城は五つの曲輪から成り立っており、かつて二の曲輪には瓦葺きの仏殿風の建物があったことがわかっています。

外海との交通を容易とする海岸に近いことや崖を利用した防御機能の高さなど要塞的機能を意識した立地の選択が、このような大形の城を築く勢力をもたらしたことが想像できます。勝連城跡の歴史のなかで、最も有名なのが第十代目城主の阿麻和利ですが、阿麻和利によって勝連はますます栄え、当時の琉球国王であった尚泰久の娘、百度踏揚を妻にするほどの力を持ちました。

阿麻和利は、1458 年にライバルの中城城跡の護佐丸を倒し、首里城を攻めたと伝わりますが、残念ながら首里城で敗れ、さらに大城賢雄を総大将とする首里王府軍に勝連城を攻められ、阿麻和利は敗れ、勝連城は廃城になったとされています。

廃城後は祭祀の場として城の南側に隣接する南風原元島の人々により使われたと考えられ、18 世紀の琉球の地誌『琉球国由来記』にはこれら城内の拝所名が記されています。明治の頃までは、城を取り囲む石垣が良く残っていたようですが、大正から昭和にかけての採石により、残念ながら多くの石積が消失してしまいました。



明治時代の勝連城跡



勝連城跡から出土した遺物

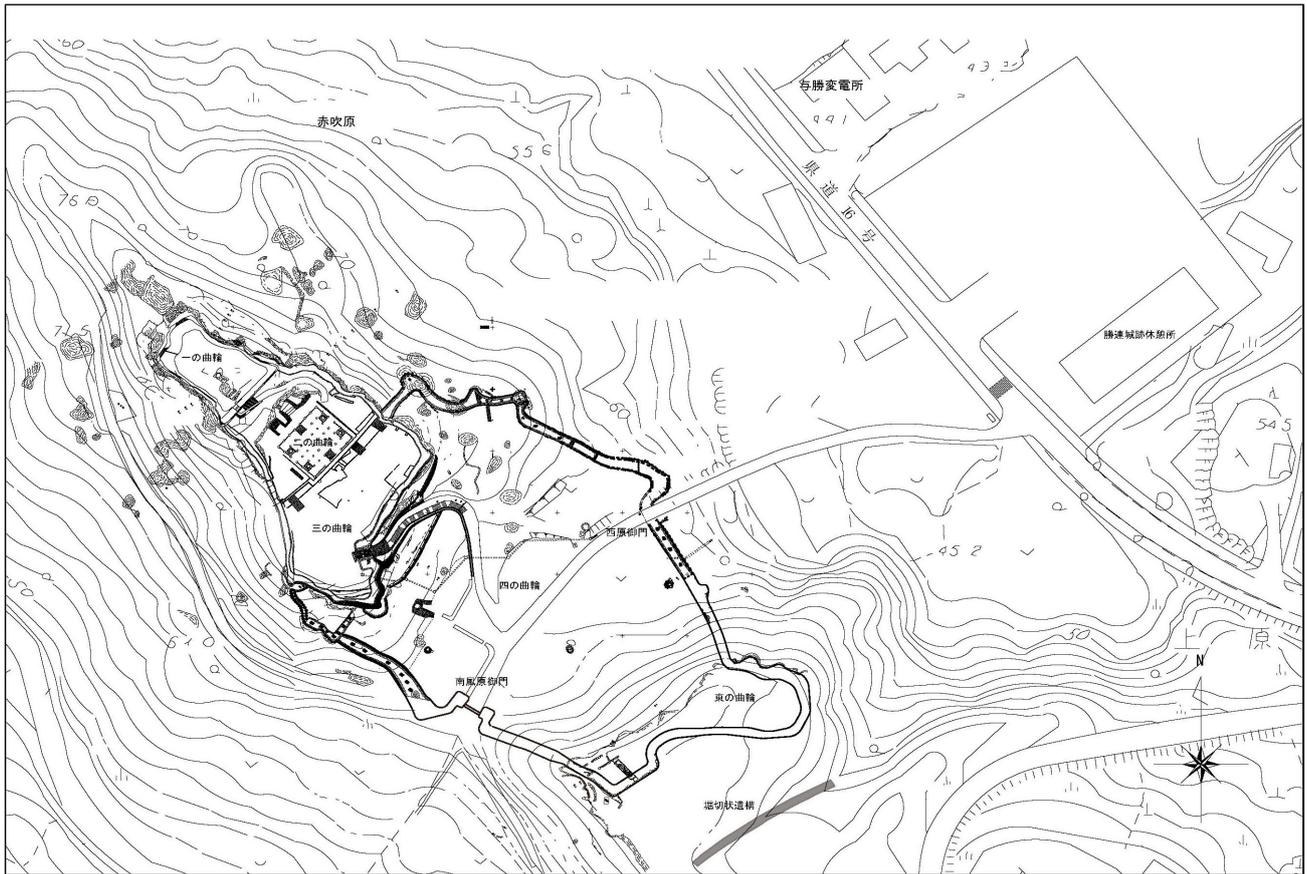
勝連城跡の考古学的な発掘調査は古く、1960 年 (昭和 35) に大川清氏により古瓦研究に中心をおいた調査が行われました。次に 1965～1968 年 (昭和 40～43) の 4 ケ年に亘って琉球政府文化財保護委員会により調査が行われ、城の成り立ちが明らかにされ、元様式青花を含む中国産の陶磁器が多量に出土しました。その他に東南アジア産の陶磁器類、朝鮮の磁器、大和系の瓦が出土しており、勝連城が海外貿易の拠点として壮大な力をもっていたことが明らかになりました。

このような歴史的背景とそれを裏付ける発掘調査の成果により 1967 年 (昭和 42) に琉球政府の文化財指定を受け、本土復帰後の 1972 年 (昭和 47) に国の指定史跡になりました。

1976 年 (昭和 51) には『史跡勝連城跡保存管理計画書』が作成され、保存管理の方針や現状変更取扱い基準等が定められ、1977 年 (昭和 52) からはこの計画書に基づく史跡整備が始まりました。石垣等の遺構復元を目的として発掘調査を行い、発見された遺構を基にした復元工事がなされ、40 年以上経過した現在は四の曲輪の石垣まで整備が終わりました。また、平成 4 年度からは史跡の



現在の勝連城跡



勝連城跡平面図

土地買上事業も始まり、現在はおよそ97%の土地の買上が完了しています。

そして、2000年(平成12)には世界遺産『琉球王国のグスク及び関連遺産群』の構成資産に登録されました。

1458年に廃城し、琉球史の表舞台から姿を消した勝連城ですが、史跡整備当初は荒廃していた岩山も次第にかつての荘厳な姿を取り戻し、今では新たな歴史を刻み始めています。

### 勝連城跡を活用する

世界遺産登録10年を越え、2012年(平成24)、沖縄県教育委員会により「『琉球王国のグスク及び関連遺産群』包括的保存管理計画」が策定され、構成資産の一体となる保存管理の基本的な方向性が示されました。その間、うるま市でも勝連城跡を市の歴史的シンボルとするべく、「うるま市総合計画」や「うるま市都市計画マスタープラン」、「うるま市景観計画」の中に拠点となる重要な要素として組み込まれ、市民の郷土愛の中心、歴史的景観の中心、観光の中心として位置づけられていきました。

世界遺産登録後、勝連城跡の入城者も年々増加し、近年は年平均17万人が訪れています。

また、周辺環境も変わり始め、住宅建設も増加しました。これらの周辺環境の変化から、2016年(平成28)に改訂版「史跡勝連城跡保存管理計画」が策定されました。より細かい勝連城跡を構成する諸要素の整理が行われ、歴史学習の場として、観光資源として「活用」の要素を整理し、計画に織り込まれたことは大きく変化したところです。

そして、2015年(平成25)には、勝連城跡を中心とした「勝連城跡周辺文化観光拠点整備基本計画」が市都市計画部により策定され、市の文化観光の拠点として歩み始めました。対象となる地区は史跡指定範囲から北側のユビタ池を中心とし



勝連城跡周辺整備イメージ図



勝連城跡歴史文化施設(仮)イメージ図

た範囲で、史跡と一体となった利活用を想定した計画が作られました。その後、具体的に計画が進められ、2019年(平成30)には歴史文化施設及び物産・観光施設の建築・展示の基本設計が完成し、開館に向けての実設計、工事が進められ、歴史文化施設(仮称)については2021年(令和3年)7月の開館を予定していま

す。

歴史文化施設(仮称)は、勝連城跡から出土した青磁や白磁等の輸入陶磁器の展示やこれまでの調査でわかった勝連城跡の姿が展示されます。

また、地元中高生によって第十代目城主阿麻和利の半生が演じられる現代版組踊「肝高の阿麻和利」のショートバージョンが展示室内で演じられ、劇中で勝連城跡の解説も行われる予定です。

勝連城跡の城内の活用は、最も空間の広い四の曲輪の利用が考えられています。

これまで現代版組踊「肝高の阿麻和利」の講演や、MICE会場として四の曲輪が利用される機会がありました。

勝連城跡の石垣を背景に演じられる舞台やライトアップされた城はとても魅力で、特別感があります。周辺の整備とともに勝連城跡と一体となった活用の機会が増えてくると考えられます。

このような活用の機会が増え、世界遺産としての価値の保全に繋がることが期待されますが、これまで行ってきた史跡整備は、あくまで通常の来城者を念頭においた整備であったため、仮設舞台設置に係る大型重機の度重なる利用は想定していませんでした。繰り返される重機の搬入や大人数での来城などにより、張芝が剥がれ地表面が裸地化することや表土流出による遺構への影響などが懸念されるところです。

今後は、このような利用頻度も想定した史跡整備と利用制限や規則などの整備も必要になると考えられます。

今後、勝連城跡周辺を拠点として周辺の離島へ

足を運んでいただくコンテンツ整備や、さらに大きな展開としては、沖縄本島東海岸振興の一つの要素となることが期待されています。

そこにはかつて両極にいた護佐丸と阿麻和利の歴史的背景も活かしたコンテンツも大きな役割を担ってくるでしょう。



現代版組踊「肝高の阿麻和利」勝連城跡公演の様子

## 包括的保存管理計画と識名園の公開・活用について

鈴木 悠 (那覇市文化財課)

### 識名園について

識名園は 1799 年に創建された庭園で、琉球国王一家の保養のほか、冊封使をはじめとする外交使節の接待にも使用され、迎賓館としての側面もありました。

全体的な庭園のデザインや構成は琉球独自のもので、庭園形式は日本で生まれた「廻遊式庭園」です。また、石橋のデザインなどに中国の影響が見られるほか、御殿（うどうん）と呼ばれる赤瓦屋根の木造建築は、軒などに沖縄独特の民家風の特徴を取り入れるなど、琉球・日本・中国の文化が融合した庭園といえます。1941 年には国の名勝に指定されますが、沖縄戦によって壊滅的な被害を受けました。識名園の復元が始まるのは日本復帰後の 1975 年からで、およそ 20 年の歳月をかけて現在のかたちに復元しています。2000 年には特別名勝に指定され、同年に世界遺産に登録されました。



戦前の識名園

### 識名園の復元と真実性の証明

1975 年から始まった復元は、様々な根拠をもとに精度の高い復元が追求されました。整備事業のなかで行われた発掘調査と、1934 年の阪谷良之進氏が記録した御殿の図面と戦前の名勝指定 (1941) の際に吉永義信氏が測量した庭園の図面、それに戦前に撮影された写真資料などを根拠資料として複合的に検討が行われました。

では、世界遺産登録の際に識名園はどのような点が評価されたのでしょうか。少し長いですが、推薦書の記載を見てみましょう。「玉陵や園比屋武御嶽石門等の石造記念物や、識名園等の庭園に遺存する石造施設は、第二次世界大戦による破壊を被ったため、新しい材料を補充して復原した箇所もあるが、大部分の構造、形式、材料はオリジナルな状態を保持している。失われた箇所の復原作業には、戦前の写真や実測資料等に基づいて極めて高い精度が追求されているほか、アナスタイロシスの手法によって、遺存する元の部材を極力再利用する方針がとられている。従って、それらの歴史的な価値を表現している平面・構造・内外の立面意匠及び大半の材料は創建当時そのままを維持しており、意匠と材料の真実性は確実に伝達されている」こと、「推薦資産に含まれる記念工作物と、石垣等のグスクの構成要素、庭園の構成要素、または御嶽の施設すべては創建当初の位置を踏襲しており、考古学的な発掘調査で判明した建造物の配置状況も、重要な歴史資料として保存がはかられている。但し、第二次世界大戦によって環境は著しく破壊されたため、沖縄県民の精神的拠り所の回復のために、以前の良好な環境の復元に務めている。〈中略〉識名園も、戦前には当時の史蹟名勝天然記念物保存法によって名勝に指定されていたが、第二次世界大戦で著しい破壊を被った。それ故、発掘調査の成果や戦前の写真資料等の精密な分析のもとに、庭園部分を復元的に修復し、併せて庭園に臨む主要な建造物や庭園建築等の地下遺構を確実に保存することを前提として、失われたそれらの建造物を原位置に置いて再建している。



復元中の識名園 (昭和 54 年)

以上のように、考古学的遺跡や歴史的庭園においては、地下遺構に関する真実性はもちろんのこ

と、写真等諸資料の精密な考察に基づいて建設された建造物の実物大模型や再建建造物等を含む環境全体の真実性も、十分保護されている。」とあります。こうした文化財としての厳密な復元と地下遺構が確実に保護されている点が世界遺産としての「真実性」を裏付けており、それが遺産の価値の核となると言ってよいでしょう。

### 包括的保存管理計画と識名園の公開・活用について

沖縄県教育庁は平成24年度に世界遺産の保存管理の実態と観光利用等の現状に対処すべく、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画を策定しています。同計画では、保存管理、整備と公開・活用、保存管理体制等の包括的保存管理にかかる各種の項目についての基本的な考え方・取り組みの方向性が示されています。

本稿に関連する公開・活用については基本的な考え方として、①遺産の適正な公開と利用を推進する、②遺産を活かした観光プログラムを創出し推進する、③遺産への来訪者を受け入れるホストとなる人材・組織を育成する、といった3点が示されています。

それぞれの概要は、①「文化遺産の公開においては、来訪者が往時の姿・環境・景観を想起・追体験をできることが、遺産の顕著な普遍的価値や特質を理解する上で効果的である。また、利用面においては、来訪者の立ち入りによる遺構の毀損、遺産が有する神聖な雰囲気喪失等を防止するよう、適切な利用を促す必要がある。来訪者への遺産への理解と適切な利用を実現するために、施設整備、情報提供・案内にかかる取り組みを推進する。」②「世界遺産登録以後、各資産で様々な活用の取り組みが行われ、遺産の顕著な普遍的価値の普及に一定の効果をあげてきた。遺産の普遍的価値の更なる普及を図るためにこれまでの成果を基盤としながら新たな観光プログラムを創出し推進する。」③「遺産の公開活用においては、来訪者に遺産の価値や特質を伝える



現在の識名園

だけでなく、様々なサービスの提供が必要となる。そこには、ある一定の専門性と技術を有する多様な人・組織の関わりが求められ、来訪者に水準の高いサービスを提供できるホストとなる人材・組織を育成する。」といったものです。

これらを識名園の公開・活用に当てはめてみましょう。①については、公開にあたり日常の維持管理として園内の清掃、樹木の剪定や、建物のメンテナンスや園路の修繕などを行っています。日常の管理は、往時の姿など「あるべき姿」を常に意識して行っています。このように往時の姿＝景観を大事にする一方で、遺構保護のために最低限の柵を設置し、理解促進のために説明板を設置するなどの整備をしています。保存と公開とは文化財の保護という視点では相反するもので、バランスをうまく取ることが重要です。また、変化する社会状況にも対応しなければなりません。

例えば、昨今の外国人観光客の増加に対応するための多言語整備や、バリアフリー対応としてでこぼこした石畳道でも走行が容易な車椅子を導入し、より快適に見学できる環境の整備などが近年の事例として挙げられます。

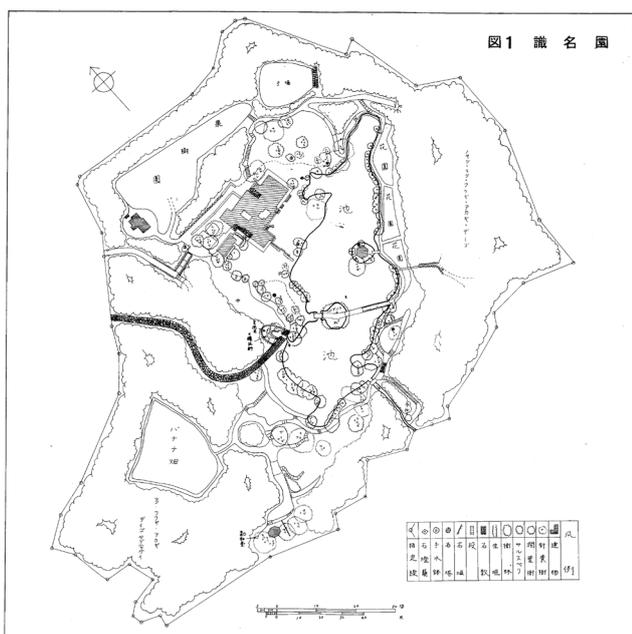
そのほかには、識名園での商業目的の撮影やイベントを行うにあたっては事前に内容を確認して許可し、当日は立ち合いを行っています。実は識名園で最も利用申請の多いイベントは結婚式です。

年間20件ほど御殿を使用した挙式が執り行われます。結婚式を挙げるにあたっては識名園の歴史性と景観との調和を重視して「琉装・琉髪」であることを許可条件としています。結果的に識名園でしかできないユニークな結婚式となり、来園者の方も沖縄でしか見られない光景を興味深く見



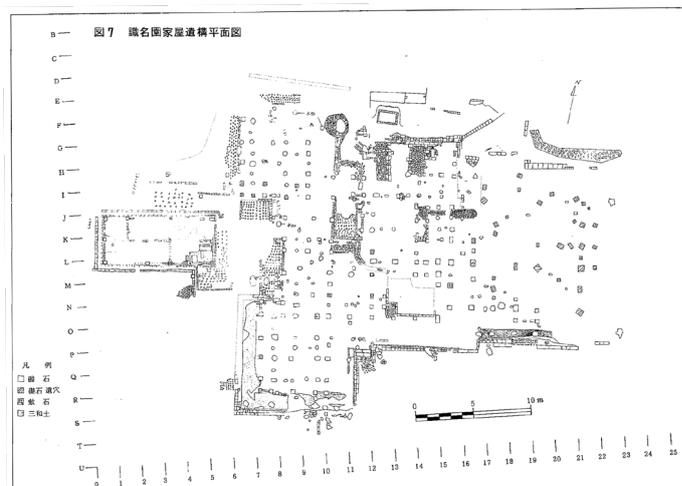
学している様子が多く見られます。こうした対応にあたっては文化財、とりわけ文化財庭園としての景観と調和の取れた整備が求められます。次に②については、自主事業としては隔月の第3日曜日に学芸員が園内を解説する世界遺産解説会を開催しています。その他、琉球伝統芸能デザイン研究室との共催事業として毎月、御殿のなかで琉球古典舞踊と琉球古典音楽のパフォーマンスを実施しています。また、喜如嘉の芭蕉布の保持者である平良敏子先生の白寿記念の展示会の開催に協力するなど、識名園の価値に加えて沖縄の文化の魅力について知ることができる活用をしています。

最後に③については、ボランティアガイドとして市内の文化財を案内する「案内親方」と識名園のみを案内する「識名里主」という2種類のガイドを養成し、多くのガイドさんが活躍しています。とりわけ、市内の小中学校の見学や、県外からの修学旅行生の受け入れの対応をしていただくことが多く、児童・生徒のみなさんからも好評です。ただ、近年は文化財課の業務量が増加したこともあり、ガイドの新規募集や育成を行っていない状況にあり、活用面での課題のひとつです。



昭和十六年六月 吉永義信 測量

吉永図面：昭和16年に吉永義信氏によって製作された庭園の図面



御殿遺構平面図：復元整備に先んじて行われた御殿跡の発掘調査の結果、遺構が良好に保存されていることが確認された。

### おわりに

職務上、識名園の利用を希望する方との窓口になっており、時に識名園は活用について「制約が多い」と苦言を呈されることがあり、世界遺産という特別な場所でイベントを行うことの集客面や経済面でのメリットを説かれる機会も間々あります。

しかし、これまで見てきたように、世界遺産としての普遍的価値や復元された景観に配慮した活用が求められており、単なるイベント会場のように使用することは方針に反します。

ただし、より幅広い活用を進めていくことも一方では求められていることも事実です。

識名園の魅力を高め、それを伝えていくために更に磨きをかけていきたいと思っております。

## 奄美・沖縄の世界自然遺産の「登録勧告」の予想とその根拠

花井 正光 (琉球弧世界遺産フォーラム代表)

### 気になる IUCN の評価

「奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島」(以下、奄美・沖縄の世界自然遺産という)が世界遺産リストに記載されるか否かを事実上決定する国際自然保護連合 (IUCN) の世界遺産委員会宛ての評価レポート (答申) が、近く公表されることになりました。世界自然遺産登録推薦案件の調査と勧告を担当する IUCN は、勧告を含む評価結果を世界遺産委員会年次会合の 6 週間前に世界遺産委員会宛て提出 (答申) する取り決めがあり、つい先日 (2021 年 3 月 29 日)、その会合の会期 (今年の 7 月 16 日から 31 日) など開催要領 (初のオンライン会合) が決まったからです。5 月中には勧告内容が判明することになります。

奄美・沖縄の世界自然遺産の登録については、2020 年 6 月中国福建省の福州市で開催されるはずの世界遺産委員会年次会合が、新型コロナウイルス感染の世界的な拡大の煽りで 4 月に延期が決まり、例年 5 月初旬に出される IUCN の勧告も見送られ、決着が先延ばしにされたのでした。2017 年に提出された登録推薦書にもとづいて IUCN が行った審査の評価結果は、ご存知の 2018 年に出された勧告が「登録延期」でしたから、2019 年に再提出された推薦書が IUCN の指摘に応える措置を講じたものであるとは言え、IUCN の再度の評価結果に気を揉む向きもおありかと思えます。確信とまでは言えないのですが、筆者には今度の IUCN の評価は「登録勧告」であるように思えます。

その根拠について以下述べてみます。

### IUCN の登録勧告が期待できる根拠 その 1

IUCN は登録延期を勧告した評価レポート (写真 1) で幾つかの問題点を理由を付して指摘し、これらの点を変更する適切な措置が講じられるなら登録の可能性がある」と記しています。2019 年 2 月に再提出された推薦書は、IUCN のこれらの指摘に沿って対応措置を講じたうえで作成されたもので、IUCN の現地調査を踏まえた審査結果は未公表ながら、登録勧告を得るのに有利な対応と考えてよさそうです。これが近く出される IUCN の評価結果は「登録勧告」であろうと予想する根拠のひとつです。

ここで、上記の IUCN の指摘と、登録候補地の管理機関によって講じられた推薦内容を変更する主な措置の内容を対照して掲げた次ページの表をご覧くださいと思います。

まずは、適用する世界自然遺産の評価基準についての変更で、IUCN の指摘どおり奄美・沖縄の生物多様性を価値づける基準だけにする、この資産の基本に関わる大事な変更がおこなわれました。これに伴い、動植物の固有種や絶滅危惧種の連続したより広い生息環境を確保するため、推薦地と同様の自然環境にある返還済み北部訓練場跡地を国立公園や森林生態系保護地域に指定して推薦地に追加されました。また、資産の価値づけにさほど関わらない小規模な飛び地状の推薦地を削除することで、分断地が解消されました。

以上の変更に加えて、IUCN 評価にあったその他の指摘事項についても対照表に掲げられている変更措置が講じられました。即ち、未返還の北部訓練場についての協力体制の確保とその推薦書と管理計画への追加記載、奄美大島のノネコ管理と各島での侵略的外来種の侵入防止策の実施、実効性のある観光地管理の仕組みとして地域ごとの観光利用計画策定と利用ルールの導入 等の推進、絶滅危惧種及び固有種等の総合的なモニタリング計画策定といった措



WHC/18/42.COM/INF.8B2

### IUCN World Heritage Evaluations 2018

IUCN Evaluations of nominations of natural and mixed properties to the World Heritage List



写真 1. 奄美・沖縄の世界自然遺産の登録延期を勧告した IUCN の評価レポート (2018 年) の表紙

IUCNの主な指摘（2018年）	再提出推薦書での対応措置（2019年）
評価基準「ix）生態系」は合致しないが、次の2点を変更すれば同基準「x）生物多様性」に該当の可能性あり。	評価基準は「x）生物多様性」のみの適用に変更。
推薦地の連続性の観点で、沖縄北部訓練場返還地が重要な位置にあるが、現段階では推薦地に含まれていない。	返還地をやんばる国立公園及びやんばる森林生態系保護地域に指定し、推薦地に追加。
推薦地は連続性に欠け、遺産価値づけに不必要な分断された小規模（100ha以下）区域が複数含まれている。	小規模な分断地を可能な限りつなげ、つなげない場合は推薦地から除き、小規模分断地を解消。
残る北部訓練場についての米軍との調整のさらなる発展。	米国との情報共有、外来種対策、意見交換の協力体制を継続実施し、これを推薦書と包括的管理計画に記載。
ノネコ等外来種対策の継続し、推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>奄美大島でノネコ管理計画策定、捕獲、譲渡を実施。</li> <li>侵略的外来種侵入防止のためのライセンスを実施。</li> </ul>
実効性のある観光管理の仕組みの構築。	地域毎の観光利用計画策定と利用ルール導入等の推進。
絶滅危惧種や固有種等の総合的なモニタリングの実施。	2019年度中を目途に、モニタリング計画を策定予定。

表1. IUCNの勧告・指摘と対応して講じられた措置の対照表。出典：2019年1月22日付環境省報道発表添付資料（一部改変）。置が講じられることになります。

これらのうち、世界遺産登録で観光客の入り込み数の増加による自然環境の劣化や住民生活にもたらす弊害など、いわゆるオーバーツーリズム問題に対処する観光地管理の仕組みの整備が不可欠とされ、世界遺産登録を見越した体制づくりが4地域それぞれで進められており、推薦地や緩衝地帯での野外体験ツアーのガイドを対象にした認定制度が既に運用されていますが、各制度についてレベルアップを必要とする現状にあります。このうち、沖縄島北部3村と西表島を擁する竹富町のガイド制度は本誌で紹介されています（第12号と第15号）。

さて、上記の変更を含め、推薦書と付属資料に所収の管理計画にある取り組みを効果的かつ実効性を高て実施するため、推薦地の管理機関である環境省と林野庁、沖縄・鹿児島両県及び関係12市町村のほか、これらの主体で構成する地域連絡会議、地域住民が参画する4島個別の地域部会、並びに助言機関としての専門家で構成する科学委員会と両県にワーキンググループが置かれ、相互の連絡調整や合意形成を図る全体的な管理体制が構築され、世界遺産登録後の保全と適正な利用に向けた仕組みとして既に稼働しています。

この全体的な管理体制を図1に示しておきます。

### IUCNの登録勧告が期待できる根拠 その2

奄美・沖縄の世界自然遺産の登録推薦書の取り下げ後、推薦書の再提出に向けた作業途上で、環境省はIUCNの専門家を招聘し、IUCN評価結果を受けて講じた変更措置について現地視察とアドバイスを求めています。

世界遺産条約の運用に係る作業指針第122段落で、世界遺産登録に関わる一連の手続きを進める際、出来るだけ早い段階で諮問機関（IUCNなど）のアドバイスを求め、登録要件の充足や登録実現性を見極めを行うなど十分な準備作業を勧めています。また、推薦を検討するところまでできたら、出来るだけ早い段階で、世界遺産センターにコンタクトをとり、情報やガイダンスを求めることが望ましいともしています。こうした手続きの進め方は「アップストリーム・プロセス」と称されています。

上述のIUCNの指摘・勧告を受けた対応措置と作業指針に沿った登録候補地の推薦作業の進め方が、IUCNの審査で高い評価を得ると考えられ、これが登録勧告予想のもうひとつの根拠です。

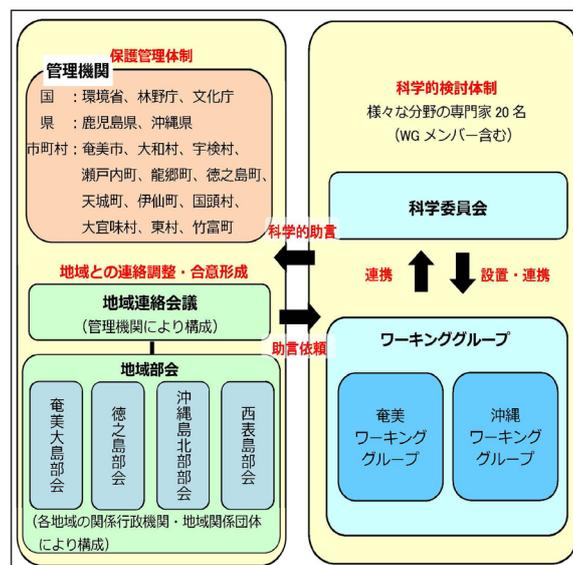


図1. 世界自然遺産登録候補地の全体的管理体制。出典：2019年1月22日付環境省報道発表添付資料。

# 無味無臭の冬瓜

西江 重信 (環境カウンセラー)

## 沖縄の味 ー代表的な沖縄の伝統料理”ソーキ汁ー

沖縄のお祝いごとや伝統行事の際の代表的な料理が”ソーキ汁“である。冬瓜、昆布結び、豚のソーキ(肋骨)を煮込んだボリュームのある汁物です。さしづめ、沖縄のポトフといったところでしょうか。デークニ(大根)でもなくチンクワ(南瓜)でもなく、やっぱり無味無臭のシブイ(冬瓜)が合う沖縄の伝統料理ですね。

## フィリピンの味 ー忘れられない冬瓜スープー

大きめのサイコロ状に切った冬瓜、豚三枚肉の厚角切り、トマトのみじん切りを煮込んだスープ。奥深い旨みとトマトの酸味が絶妙な味わいを醸し、その味が冬瓜に浸み込み洗練されたスープでした。65年前フィリピンの家庭で食べたあのスープの美味しさが忘れられない。料理の名前も知らないが、今でも知人に話したりしています。

## 懐かしい原風景 ー野良仕事の冬瓜さしみー

田植えやキ刈りの時など3時ユクイ(午後の休憩)に、”冬瓜さしみ“で小腹の足しにすることがあった。山裾には湧水があり、現場で取った冬瓜を湧水で冷やし、即席の竹ひご(作り方は写真4)で薄くそぎ食べていた。貴重なグラニュー糖をまぶすこともあったがそれが絶品でした。

1. 前処理

2. 冷や酢砂糖和え

3. 刺し身入り酢味噌和え

4. 竹ひごをつくる



2つに切り分けワタを取り除く

竹ひごで細くそぎ、酢とグラニュー糖をダイナミックに加え、古宇利で冷やす。

削いで様々な漁具のさしみを入れ、酢みそで和える。

50~60cmに切る(上)。2つに割って整形をする(中)。真ん中を削りお湯につけて曲げる。湯がなければ火にあて曲げる(下)。

たかが冬瓜されど冬瓜 ーアウトドアでワイルドに、またインドイベントのパフォーマンスをエレガントにーさらに3回ほどそぐとソフトドリンクやカクテルの器に変身。しみ出た清涼な水分は、”水の気 土の精 太陽のエネルギーが育んだ命の果汁”です。ソフトドリンクやカクテルが楽しめます。

5. ソフトドリンクボール

6. カクテルパンチボール

7. ハイビスカスマジック



2の残った果汁を捨てずにソーダを注ぎ、パッションフルーツやグアバネクターを加える。お酒をp飲めない人ためのドリンクに、ハイビスカスティーを注いでもよい。



3の器をきれいに洗い、泡盛やいろいろなアルコール飲料を注ぎ、炭酸等で割り、様々なカクテルをつくる。



ハイビスカスの花にお湯を注ぐ。くすんだ色が不思議! 鮮やかな赤に。垂らした液体は?。

### トピックス

### 冬瓜菓子、『琉球王朝伝統の銘菓』

ーうとういむちに 親しい人への手土産に自分へのご褒美にー

濃すぎるほどの甘さながらしつこくなく、砂糖菓子の中で独特な風味である。風情さえ宿している。琥珀の詩か琥珀のうむいか。しっとりとはんわりと琥珀の蜜の部屋がうっすらと重なり、菓子と言われなければ、まるで 自然が作った宝石か精緻な美術工芸品のよう。薄く切って、透き通る琥珀を愛でながら味わうと2、3枚で十分満足できます。御茶請けに、茶の湯の席で出す”お干菓子”はもちろん、紅茶にも合う。ブランデーとともに口に広がるハーモニー。

つい、『疲れたら休め彼らも遠くは行くまいと、口ずさむ。贅沢なひととき・・・。



謝花きつぱん店の”冬瓜漬 献上の品 世界のconfectionery



ブランデーにも合う冬瓜漬



中国で製造販売されている冬瓜菓子”冬瓜漬

写真提供: 王 志英(沖縄大学教授)